

# 宿 泊 約 款

## (本約款の適用)

第1条 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとしめます。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で、特約に応ずることができます。

## (宿泊引受けの拒絶)

第2条 当館は、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊をさせることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔等に依り他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があると認められるとき。

## (氏名等の明告)

第3条 当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所、国籍及び職業
- (2) その他当館が必要と認めた事項

## (予約金)

第4条 当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

- 2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残金があれば返還します。

(予約の解消)

第5条 当館は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表、キャンセル料規定により、違約金を申し受けます。ただし、団体客(15名以上のものをいう。以下同じ。)の一部についての宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当館が宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊予約人数の10%にあたる人数(端数が出た場合には切り上げる。)については、この限りではありません。

- 2 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ予定到着時刻の明示されてる場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときには、その宿泊予定は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由であることを証明したときは第1項の違約金はいただきません。

第6条 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1)第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
  - (2)第3条第1号の事項に申告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が申告されないとき。
  - (3)第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2 当館は、その前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は宿泊日当日当館のフロントにおいて、次の事項を当館に登録して下さい。

- (1)第3条第1号の事項
- (2)外国人にあつては、旅券番号、国籍、日本上陸地及び上陸年月日
- (3)出発日及び時刻
- (4)その他当館が必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当館客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は午前 10 時とします。この場合においては、次に掲げる通り追加料を申し受けます。

- (1)午後 12 時まで 室料金の 20%
- (2)午後 3 時まで 室料金の 50%
- (3)午後 3 時以降 室料金の全額

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは通貨、クレジットカード又は当館が認めた旅行券手若しくはクーポン券により、宿泊者の出発の際又は当館のフロントにおいて行っていただきます。

- 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に案内した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1)第 2 条第 3 号から第 7 号までに該当することとなったとき
- (2)前条の利用規則に従わないとき

(宿泊者の責任)

第12条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントにおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

- 2 当館の責に帰すべき理由により宿泊者の客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件によるその他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金はいただきません。

別表 キャンセル料規定

(1)一般客

イ 宿泊日の2日前の日から5日前の日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%

ロ 宿泊日の前日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%

ハ 宿泊日の当日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%

ニ ご連絡を頂かなかった場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%

(2)団体客（15名様以上）

イ 宿泊日の9日前の日から宿泊日の6日前の日までに解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%

ロ 宿泊日の2日前の日から5日前の日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%

ハ 宿泊日の前日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%

ニ 宿泊日の当日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%